

## 第13回 難民認定制度に関する専門部会 議事概要

### 1 日時

平成26年9月17日（水）午後3時から5時まで

### 2 場所

法務省10階入国管理局会議室

### 3 出席者（敬称略）

#### （1）難民認定制度に関する専門部会

山本部会長代行，横田顧問，石川委員，滝澤委員，田中委員，西海委員，柳瀬委員，渡邊委員

#### （2）法務省

井上入国管理局長，杵渕官房審議官，菊池総務課長，丸山審判課長，山下警備課長，小新井参事官，君塚難民認定室長 他

#### （3）オブザーバー

外務省，UNHCR駐日事務所

### 4 議事概要

法務省から難民認定制度の各論点について説明を行った後，議論を行った。委員から出された主な意見や質問は以下のとおりであった。

- 難民申請者への生活支援に関し，税金が上がり物価が上昇しているため保護費は現在の支給額で足りているとはいえない状態。医療費についても，無保険だと高額請求となってくる。一番問題なのが，仮放免者への対応。在留資格がないが，実際には日本で暮らしているわけで，彼らへの支援が行き届かなくなり地域社会等の負担となっている。申請数が増え，不認定数が増え，彼らが帰国しなければこのような問題はますます大きくなる。就労については，保護費との関連がある。申請数が増えるのに対応して，保護費の予算を増やせばよいというわけではなく，福祉の政策でいう「保護から自立」という視点が難民の就労問題についても当てはまるのではないか。その後の社会統合を考える上でも，就労については検討されるべき問題。
- 最近ミャンマーへ視察に行ったが，全体状況として，急激な勢いで政治改革，民主化，自由化等が進んでいるという印象を得た。その際，見聞した話として，1つはある男性が国内では仕事がないということで，88年の民主化運動の記録を読み込み，タイに行って難民申請をして認められ，その後アメリカに再定住を果たしたというものがある。もう1つは，ミャンマーでは，日本に行ってから難民申請をして6か月間待てば就労ができるという噂が広まっており，また斡旋ブローカーがいて，移住を助けるシステムが構築されているというものであった。大きな経済格差があって，チャンスがあればどんなことをしてでも目的国日本に行くという送出

圧力がある中で難民認定制度の濫用が起きているのが事実であり、認定制度の設計に際してはそのような現実を考慮しなければいけない。現在の制度は、就労目的の者に対しては強いインセンティブがある一方、真の難民にとってインセンティブはほとんど考えられない。日本の難民認定数は極端に少ないということも広まっているため、ますます日本へ足が向かない。もっと真の難民が日本に来たがるようなインセンティブを示す必要がある。

- 諸外国では、就労許可について、「本人の過失によることなく結果が出ていない場合」などの要件を付けている国が多いとのことだが、それはつまり、手続が正常に進行する状態であることを前提として、ただ、難民認定をする行政側の事情で遅延をしている場合には就労を認めるという考え方と思われる。つまり、欧州などでは、再申請の制限や、事前審査制など、手続が迅速・適切に進行していくという仕組みが導入されており、それと就労とはセットとなっていると推察されるところ。そういったこともあり、就労を認める場合の条件についても、もう少し細かく見ていく必要があると思う。
- 就労に関して、現在は正規滞在者のみ認められているが、正規滞在者と非正規滞在者を分けて扱うということについては合理性がないと考えている。現在は正規滞在者からの難民申請が増えているが、非正規滞在者も非常に多い。難民条約は、難民について不法な滞在を理由として刑事罰を課してはならないとされているが、この考え方は就労に対しても当てはまるのではないか。人間にとって労働は本質的なもの。就労を認めることによって濫用者が増えるとかそういうことではなく、就労の問題は就労の問題としてきちんと正面から捉えて、申請処理をいかに迅速・適正に行うかという問題とは別のものとして、労働環境・就労環境的側面も含めて考えるべき。
- 現状、難民該当性の蓋然性判断に悩むような者はほとんどいない一方、就労に励み、本国に多額の送金をしているという申請者がかなり多くいる。難民認定申請に伴う在留資格「特定活動」の利用実態は、いまや完全にパターン化されていて、日本に行ったらすぐ難民申請をし、半年待って稼働し、送金するという定型的な行動が取られていることがはっきり分かっている。そのような状況の中で、自ら審尋を放棄する者も増えてきており、中には、「早く技術を習得して帰国して現地の日本人を相手に商売できるように頑張っている。」という話をする者までいる。結局、審査の迅速処理を行ったとしても、複数回申請が認められるのであれば、現在と同じく制度を利用されてしまうのではないか。
- この問題については、欧州などの取組み例を参考にするのと同時に、各国ではどのような問題を抱えて苦勞しているのかについても把握することが有益。
- 難民認定手続の枠組みの中で一律に就労許可を与えるという方向性については、違和感を持つ人もいるのではないか。難民保護の理念からは正規・非正規にかかわらず一律に捉えるべきという意見もあったが、密入国等の態様で不法に入国して長期間滞在した後に逮捕・起訴された者が、難民申請をしている例があるとすれば、その申請数やその審査の結果等の実情を把握しておく必要がある。その上で、そのような者に対して正規在留者と同じように就労許可をすることが果たして我々の、更には国民の感覚に合致するのかどうかについて、きめの細かい議

論が必要であろう。

- 日弁連では、法テラスが受託している法律援助受託業務について、少なくとも難民に関しては、正規と非正規を区別して捉えるべき領域の問題ではなく、難民問題について難民条約の締約国としてその義務の履行をしていくという対象としての事業であることから、本来事業化するべきものではないかと考えている。
- 難民調査官と難民審査参与員の研修等を充実させていくことは望ましいし適切と思う。参与員からは、現場で悩むような事例について、他の参与員はどう判断をしているか知りたいという声がある。研修の中で具体的な事例を扱い、その中で報告・意見交換ができるような場ができれば実際に役立つ経験と情報が共有できるのではないか。また、出身国情報については、情報を確実に収集・分析した上で適切に難民調査官や参与員に提供する仕組みを作るべき。

以 上